

【令和2年度新規事業】 強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業

令和2年度予算案：54,397千円

1 概要

- ・強度行動障がいのある重度障がい者が地域で暮らしていくためには、身辺介護等に手厚い支援が必要となるほか、自傷・他害行為などの行動への対応が必要となる。
- ・強度行動障がいがある方々が、安心・安全な地域生活を送るために、また、周囲の人々の負担を軽減するために、強度行動障がいの特性に対応できる障がい者グループホームが必要である。
- ・特に、障がい児施設に入所している年齢超過者については、児童福祉法の改正により令和3年3月末までに成人の生活の場へ移行することが求められている。
- ・令和2年度に次の事業を実施し、強度行動障がいのある方々のグループホームへの移行を促進する。

2 事業内容**(1) グループホーム入居前から入居後の安定するまでの期間の取り組みに対する支援**

強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、受入れに向けての調整や受入れ後のグループホームでの生活が安定するまでの間の集中支援等を実施。

ア 入居前支援（グループホームへの入居に係る様々な調整、支援）

（業務内容）

- ・利用者への面談、家族等への聴き取り
- ・住宅物件の確保、住宅改造の内容の検討
- ・日中活動場所の確保
- ・家主、近隣への挨拶
- ・体験入居中の支援 等

イ 入居後支援（移行後～安定期までの支援）

（業務内容）

- ・日中支援（日中活動による外出を除く）
- ・夜間支援

(2) 強度行動障がい者に対応した住宅改造に係る経費の補助

強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る経費の補助を実施。

（改造例）

- ・防音のため二重窓に変更
- ・壁材を衝撃吸収材に変更 等

3 年齢超過者の移行に係るイメージ

別紙のとおり

年齢超過者の移行イメージ

